

税務Q&A



外国人に支払う給与課税について

九州北部税理士会 福岡支部 調査研究委員会 永田 桃華



当社は人手不足により、初めて外国人の雇入れを考えています。外国人に対して支払う給与について所得税は課税されますか。また、国外に居住する親族に対して扶養控除を適用する場合、別途提出書類があると聞きました。その際の提出書類を教えてください。



外国人に対する給与課税は、その人の「居住区分」によって異なります。

1. 居住区分の判定と課税所得の範囲

我が国の所得税法では、「居住者」と「非居住者」のいずれかに区分され、居住者については、さらに「非永住者以外の居住者」と「非永住者」に分かれます。居住区分と課税所得の範囲については、次の通りです。

個人の区分		定義	課税所得の範囲
居住者	非永住者以外の居住者	次のいずれかに該当する個人のうち非永住者以外の者 ・日本国内に住所を有する者 ・日本国内に現在まで引き続き1年以上居所を有する者	国内および国外において生じたすべての所得
	非永住者	居住者のうち、次のいずれにも該当する者 ・日本国籍を有していない者 ・過去10年以内において、日本国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年以下である者	国外源泉所得以外の所得および国外源泉所得で日本国内において支払われ、または国外から送金されたもの
非居住者		居住者以外の個人	国内源泉所得

2. 源泉徴収義務

日本の企業が給与を支払う場合には、外国人が居住者か非居住者かによって、給与の源泉徴収税額が変わってきます。

居住者（非永住者含む）に対して給与を支払う場合、日本人と同様に、所得税法に基づいて「源泉徴収税額表」に記載された金額で、源泉徴収を行う必要があります。源泉徴収税額には甲・乙・丙欄がありますが、外国人であるから

といって適用に違いはありません。年末調整を行うかどうか、通常の従業員と同様の基準で判定します。

一方、非居住者に対して給与を支払う場合、原則20.42%の税率で源泉徴収を行います。非居住者の給与から源泉徴収した所得税は、原則として徴収した日の属する月の翌月10日までに、「非居住者・外国法人の所得についての所得税徴収高計算書」と書かれた納付書を使用して納税することとなります。

3. 租税条約の適用

日本と租税条約を締結している国の居住者が短期間日本で働く場合、一定の条件を満たせば所得税が免除されることがあります。この適用を受けるには、「租税条約に関する届出書」を支払者を経由して、支払者の納税地の所轄税務署へ提出する必要があります。

《条件例（多くの条約共通）》

- ・日本滞在が183日以下
- ・給与が外国法人から支払われている
- ・報酬が日本の恒久的施設から支払われていない

4. 国外居住親族の提出書類について

給与等について、非居住者である親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合には、次の書類を源泉徴収義務者に提出しなければいけません。

- (1) 親族関係書類（その親族が年齢30歳以上70歳未満で、留学により国内に住所及び居所を有しなくなった親族である場合には、親族関係書類に加えて留学ビザ等書類）
- (2) 送金関係書類又は38万円送金書類（これらの書類が外国語で作成されている場合には、その和訳文を含みます）

その他ご不明な点等は、国税庁のHPでお調べいただくほか、税理士等の専門家にご相談ください。